

水辺空間整備における河川事業の新しい潮流

建設省河川局治水課課長補佐 大平一典

1. はじめに

昭和52年、「定住圏構想」に代表される第三次全国総合開発計画が決定されて以降、地方都市の持つ個性や魅力に対する価値観の変化、地方における経済力の向上、高速交通機関の発達および高度情報化社会の到来における地方発展の可能性への期待等を背景として、昭和53年「地方の時代シンポジウム」(神奈川県)、昭和54年「一村一品運動」(大分県)、昭和58年「テクノポリス構想」(通産省)、昭和59年「地方都市中心市街地活性化計画＝シェイプアップマイタウン計画」(建設省)など地方の自立化・活性化を目指した注目される数多くの施策が展開され、まさに、昭和50年代は熱気に包まれた「地方の時代」の様相を呈していた。

こうした時代の流れは、その後の四全総の「多極分散型社会の形成」、「ふるさと創生」等々形式は変えつつも地道ながら着実に地方に定着している。

さて、都市の貴重な水と緑のオープンスペースとして地域社会に潤いをもたらすとともに、スポーツ・レクリエーションの場として広く利用されて来た「水辺」は、最近では、美しいまちなみの形成や地域活性化の新しい魅力づくりの場として注目を集めるようになり、特に、地方における水辺空間整備への関心の高まりや事業要望の過熱ぶりには目を見張るものがあり、「水辺の時代」到来とも言える状況を呈している。

「地方の時代」の流れの中で、今日の「水辺の時代」を招いたとも言える水辺空間整備における河川事業の新しい潮流について紹介したい。

2. 水辺空間整備の新しい方向

建設省の河川事業が水辺空間整備に着目した時期は古く、20年前の昭和44年に①高水敷等の整正により運動公園や緑地等の基盤整備を行う河道整備事業、②汚泥浚渫・浄化用水の導入等により清浄な流水の確保を図る河川浄化事業から構成される「河川環境整備事業」を創設し(昭和63年度からは③河川水面利用の推進を図る河川利用推進事業を追加)、水辺空間の整備に大きな成果をあげてきた。

さらに、社会的な水辺空間整備への様々な要望を背景として、昭和56年12月の河川審議会の答申を受け、河川環境の保全と利用にかかわる施策を総合的かつ計画的に実施するマスタープランとでも言うべき「河川環境管理基本計画」の策定を昭和58年から鋭意進めているが、この計画は、地方公共団体、各分野の学識者等の意見を聞いて河川管理者が策定する点に大きな意味が在るといえる。

このような水辺空間整備に関する河川事業の変化の背景には、図―1、2に見るように水辺づくりに対する人々の価値観や意識の変化が大きく影響している。すなわち、豊かと言われる今日の世相を反映するかのように水辺が持つ美しさやうまいの価値が見直され、「施設整備型」から精神的なゆとりや人間的な情緒を重視する「うるおい整備型」への変化であり、水辺空間整備の内容・方法について多様化、個性化の方向が求められることは必然の流れとも言える。



多摩川兵庫島

図-1 水辺づくりの理念(治水事業の実施について)

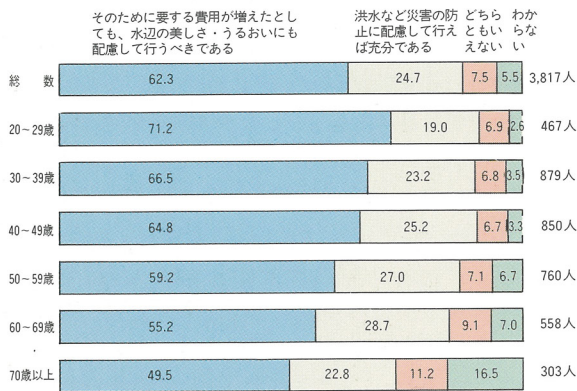


図-2 地域の水辺づくりの方向

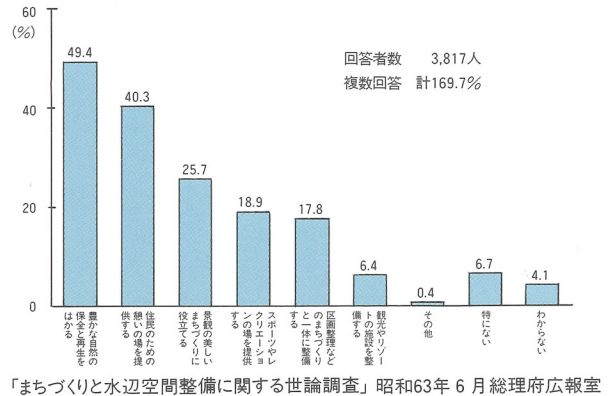


図-3 「ふるさとの川モデル事業」の手順

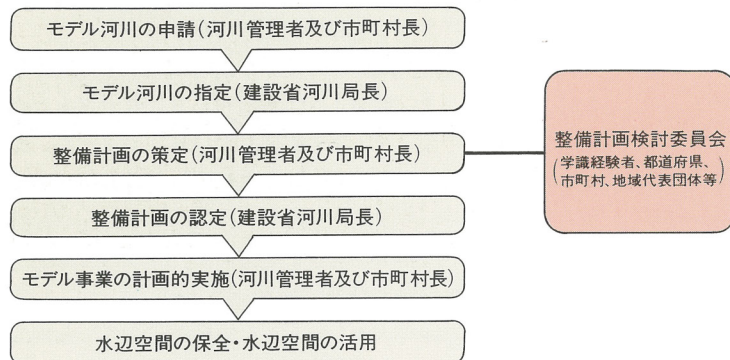


図-4 「桜づつみモデル事業」手順

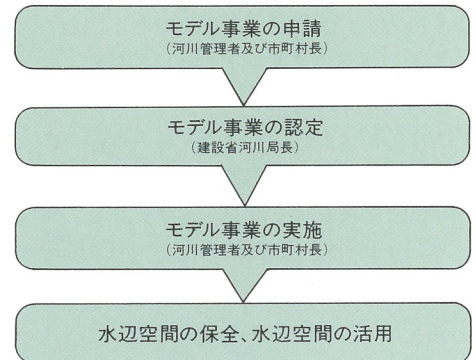
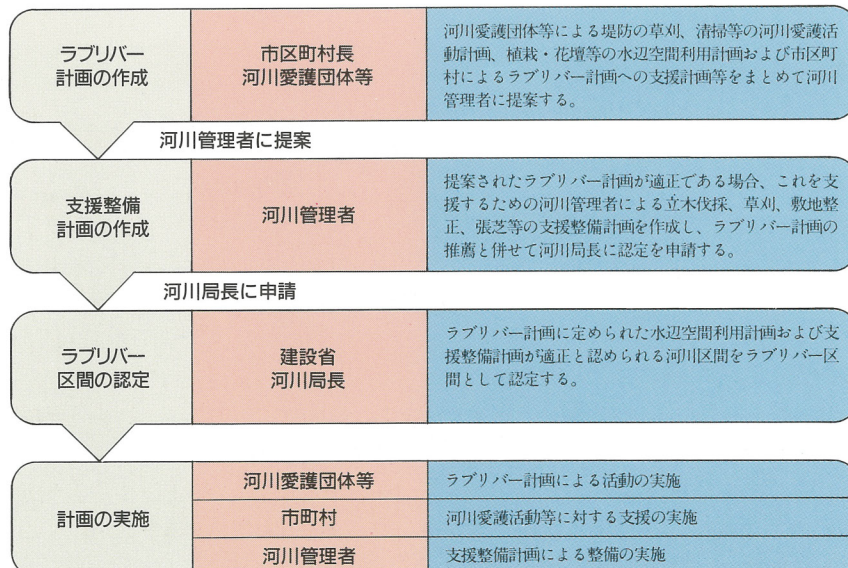


図-5 「ラブリバー制度」の手順





鴨々川遊び場

3. 水辺空間整備における河川事業の新しい潮流

地方の特性や主体的な創意工夫を生かした個性ある地域づくりへの地方公共団体の熱い期待が「地方の時代」の勢いのある強い流れの源泉となっている一方で、多くの地方公共団体においては、有効な具体的手段・方法やアイデアに乏しく、また、財政的な制約等が見られるのも事実で、国に対する支援の要望も強い。

このような地方の強い要望と水辺空間整備に対する意識の変化を背景として創設されたのが、昭和62年度の「ふるさとの川モデル事業」を始め、昭和63年度の「桜づつみモデル事業」及び平成元年実施の「ラブリバー制度」など新規事業制度である。

河川事業は、従来であれば原則的には河川管理者の一元管理のもとに実施されていたが、図一3、4、5に示すようにこれらの新規事業制度はいずれも、水辺空間整備の計画づくりに市町村や地域住民の創意あふれる知恵と意見を広く求めるとともに、実施についても主体的かつ積極的な参画を前提としている点に最大の特徴があり、水辺空間整備における河川事業の新しい潮流と言うことができる。

特に、「ラブリバー制度」は、地域住民(河川愛護団体等)、

市町村、河川管理者の三者が一体となって河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図ることを目的とするもので、ラブリバー活動を通じての新たな地域コミュニティの形成を目指す住民参加まで手を広げた画期的事業と言うことができる。

4. おわりに

これらの新しい潮流の河川事業は、小さいかも知れないが多様なニーズに応えるべくきめの細かい対応を心がけており、さらには、リバーフロント整備センターの労を惜しまぬ努力もあって、本当にたいへん多くの地方公共団体から支持を受けているが、最も大事なことは、地方公共団体が水辺空間整備に対する確固たる理念を持つことと、水辺空間整備の信頼し得る主体的なパートナーとしての自覚を持って積極的かつ現実的な参画が必要である。

建設省としては、今後とも川を生かした地域づくりの支援策を推進することとしているが、「身近に在りながら、遠い存在」と言われることもある水辺が、これらの事業により地域社会のシンボルとして、より地域に密着し、多くの人々に親しまれ愛される存在となることを望むものである。